

○厚生労働省告示第百八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一条の三第二項第二号及び第六十一条の三第二項第二号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額(平成十七年厚生労働省告示第四百十四号)の一部を次のように改正し、平成二十七年八月一日から適用する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

表を次のように改める。

Table with 4 columns: 所得の区分, 居室等の区分, 額, and detailed text for each category. Categories include 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号) and 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者.

三

Table with 4 columns: 居室等の区分, 額, 従来型個室(老健・療養等), and 多床室(老健・療養等). Includes detailed text for 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者.

表備考五中「多床室」の下に「(特養等)」を加え、同備考に次のように加える。
六 この表において「多床室(老健・療養等)」とは、居住費用告示の表備考六に規定する多床室(老健・療養等)をいう。

○厚生労働省告示第百九号

介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三条第五項第二号の規定に基づき、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成十七年厚生労働省告示第四百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十七年八月一日から適用する。

○厚生労働省告示第百十号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)の規定に基づき、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成十七年厚生労働省告示第四百十九号)の一部を次のように改正し、平成二十七年八月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第二号イ(1)(i)中「並びにユニット」を「ユニット」に改め「短期入所生活介護費のイ及びロの注9並びに」を「介護福祉施設サービスのイ及びロの注15並びに注16」に並びに指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイから二までの注15及び注16」及び「介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注7並びに」を削り、「(除く)」の下に「並びにユニットに属さない居室(指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室に限る)のうち定員が二人以上のも」を加え、同号イ(1)(ii)中「居室等」の下に「指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室を除く。」を加える。